

学校法人藤村学園情報セキュリティ基本方針

学校法人藤村学園（以下、「法人」という。）において健全な学術研究・教育活動を実践し、社会的責任を果たすためには、情報基盤の整備に加えて、本法人の情報資産セキュリティを確保することが不可欠である。

本法人全体の情報セキュリティ意識の向上に努め、その根拠を明確にし、本法人の全構成員が情報セキュリティの重要性を意識し、情報資産の円滑な運用と保護に取り組むため、本法人は「情報セキュリティ基本方針」を定める。

1. 情報セキュリティ基本方針は次のとおりである。

- (1) 情報セキュリティに関する法令、国が定める指針、その他の規範を遵守する。
- (2) 情報セキュリティに関する責任を明確にし、対策を実施するための体制を整備する。
- (3) 情報セキュリティに関するリスクを識別し、組織的、物理的、人的、技術的に適切な対策を実施する。
- (4) 情報セキュリティに関する教育及び啓発を実施し、情報セキュリティリテラシーをもって業務を遂行できるようにする。
- (5) 情報セキュリティに関する問題が生じたときは、速やかに被害防止を図るとともに、原因究明及び再発防止に努める。
- (6) 情報セキュリティを脅かす者に対し適切な措置を講じる。
- (7) 情報セキュリティに関する管理体制及び取り組みについて点検を実施し、組織的に改善・見直しを行う。

2. 適用範囲および適応対象者

(1) 適用対象資産

本法人が管理するすべての情報資産とする。

(2) 適用対象者

本法人の情報資産を利用する全ての者で、役員、教員（非常勤教員を含む。）、職員（臨時職員、派遣職員等を含む。）、学生（学部生、短期大学生、研究生、科目等履修生等）、委託業者、来学者等とする。

3. 実施方法

本法人には、対象者が本基本方針および各種内規当を理解し、実施できるように教育、指導する責任があり、また、本基本方針を実施するための対策基準、実施基準は、本法人の規約等によって別途定めるものとする。

付 則（令和5年4月1日制定）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。